

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和53年7月から同年12月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 平成8年10月から9年3月まで

申立期間①、②及び③は、女性の集金人に私の夫が夫婦二人の国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間④も、女性の集金人に保険料を納付しているはずであるが、このときは同じ人が2度集金に来て、最初のときは多額の保険料を渡し、2度目のときにも保険料を渡していることから、その中に申立期間④の保険料も含まれているはずである。申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の夫に係る昭和53年分の確定申告書の控えの社会保険控除欄には、「年金」として、支払保険料額が記載されており、これは、同年1月から同年12月までの国民年金保険料額の二人分におおむね一致している上、このほかに当該確定申告書の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間③については、昭和54年分の確定申告書は存在しないものの、申立人及びその夫は、申立期間①、②及び③の前後を通じて店舗を営んでおり、生活状況に特段の変化は認められない上、上記確定申告書と併せて、申立人の夫から提出された53年分所得税青色申告決算書の売上金額を見ると、申立人及びその夫は同年の直後の期間にあたる申立期間③の国民年金保険料

を納付する資力を有していたものと推認される。

以上の状況に加え、申立期間①直前及び申立期間③直後の国民年金保険料は長期間にわたり納付済みであること、及び申立期間①、②及び③は合計12か月と短期間であることを踏まえると、申立期間①、②及び③の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間④については、申立人の夫に係る平成7年分から9年分までの確定申告書の控えの社会保険料控除欄には、「国民年金」として、各年4月からその翌年3月までの国民年金保険料額が記載されているものの、これは、全て一人分の保険料額に相当する記載であり、同期間に申立人夫婦の長男の保険料も納付していたことを考えると、夫婦の保険料を集金人に納付していたとする申立人及びその夫の主張を裏付ける記載内容とはなっていない。

また、オンライン記録において、申立人及びその夫に係る申立期間④直後の平成9年度の国民年金保険料は平成10年3月6日に納付されていることが確認できること、その後の同年7月7日に、申立人及びその夫に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、当該納付書が作成された時点において、申立人及びその夫の9年3月以前の保険料に未納があったことが推認される。

これらのことを踏まえると、平成8年分の確定申告書に記載された社会保険料控除額は、申立期間④当時の国民年金保険料の納付状況を反映したものととは考え難く、当該確定申告書により申立期間④の保険料を納付していたと推認することは困難である。

また、申立期間④の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成及び領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の電算化が図られており、記録漏れや記録誤りが生ずる可能性は少ないものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和53年7月から同年12月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 平成8年10月から9年3月まで

申立期間①、②及び③は、女性の集金人に私が夫婦二人の国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間④も、女性の集金人に保険料を納付しているはずであるが、このときは同じ人が2度集金に来て、最初のときは多額の保険料を渡し、2度目のときにも保険料を渡していることから、その中に申立期間④の保険料も含まれているはずである。申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された昭和53年分の確定申告書の控えの社会保険控除欄には、「年金」として、支払保険料額が記載されており、これは、同年1月から同年12月までの国民年金保険料額の二人分におおむね一致している上、このほかに当該確定申告書の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間③については、昭和54年分の確定申告書は存在しないものの、申立人及びその妻は、申立期間①、②及び③の前後を通じて店舗を営んでおり、生活状況に特段の変化は認められない上、上記確定申告書と併せて、申立人から提出された53年分所得税青色申告決算書の売上金額を見ると、申立人及びその妻は同年の直後の期間にあたる申立期間③の国民年金保険料を納

付する資力を有していたものと推認される。

以上の状況に加え、申立期間①直前及び申立期間③直後の国民年金保険料は長期間にわたり納付済みであること、及び申立期間①、②及び③は合計12か月と短期間であることを踏まえると、申立期間①、②及び③の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間④については、上記確定申告書のほか、申立人から提出された平成7年分から9年分までの確定申告書の控えの社会保険料控除欄には、「国民年金」として、各年4月からその翌年3月までの国民年金保険料額が記載されているものの、これは、全て一人分の保険料額に相当する記載であり、同期間に申立人夫婦の長男の保険料も納付していたことを考えると、夫婦の保険料を集金人に納付していたとする申立人及びその妻の主張を裏付ける記載内容とはなっていない。

また、オンライン記録において、申立人及びその妻に係る申立期間④直後の平成9年度の国民年金保険料は平成10年3月6日に納付されていることが確認できるところ、その後の同年7月7日に、申立人及びその妻に対し過年度保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、当該納付書が作成された時点において、申立人及びその妻の9年3月以前の保険料に未納があったことが推認される。

これらのことを踏まえると、平成8年分の確定申告書に記載された社会保険料控除額は、申立期間④当時の国民年金保険料の納付状況を反映したものとは考え難く、当該確定申告書により申立期間④の保険料を納付していたと推認することは困難である。

また、申立期間④の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成及び領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の電算化が図られており、記録漏れや記録誤りが生ずる可能性は少ないものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日、資格喪失日に係る記録を41年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から41年9月25日まで

私は、申立期間において、A事業所にB業務の担当として勤務した。同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、私も厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所を退職後に勤務したC事業所の人事担当から提出された申立人に係る履歴カード、複数の元同僚の供述及び申立人から提出された写真から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、同じ職種の元同僚として6人の氏名を記憶しているところ、オンライン記録において、その全員にA事業所における厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「当時、申立人と同職種の社員は、皆A事業所の寮に住んでおり、皆厚生年金保険に加入していたと思う。社会保険関係の事務は社長の奥さんが行っており、申立人と同職種の社員は皆同じ待遇だったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同職種である

同僚の標準報酬月額記録から判断すると、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月から41年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月25日

私は、A社に勤務していた平成16年12月に賞与を支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書は保管していないが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB銀行C支店から提出された申立人の賞与振込銀行口座の平成16年12月の取引明細表により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、上記所得税源泉徴収簿から、A社は、平成16年10月1日の厚生年金保険料率改定前の料率に基づく保険料を同年12月の賞与から誤って控除していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴

収簿を基に算出した保険料控除額（6,790円）から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に申立期間に係る賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していない。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月19日から同年10月1日まで

私は、B事業を展開していたA社に勤務していたが、同社は平成21年9月に事実上倒産し、その際、同社から「顧客と職員は今までどおり何も変わらない。」との説明があった。申立期間において、勤務地、勤務形態等の変更は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の「A社は事実上倒産したという説明は受けたが、C社が引き続き運営するので、顧客と職員は今までどおり何も変わらないとのことから申立期間も継続して勤務していた。」という供述並びに雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年10月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年11月16日付けで、資格喪失日の記録が取消され、同年11月17日付けで、同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる上、同社の元同僚29人についても申立人と同様に同年9月19日に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、当該事業所は申立期間において、厚

生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成21年9月19日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における平成21年8月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和60年5月から平成11年1月までA社及び関連会社であるC社に継続して勤務していたが、異動した9年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人はA社及びC社に継続して勤務し（A社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記雇用保険の加入記録及び給与明細書から判断すると、平成9年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書から確認できる保険料控除額及び申立人のA社における平成9年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、A社が加入していたD健康保険組合は、「申立期間当時の社会保険事務所、健康保険組合への届出は複写式の様式を使用していた。」と回答しているところ、当該健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者加入記録の資格喪失日は

平成9年3月31日であることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日及び17年7月29日は36万1,000円、同年12月28日は37万円、18年7月20日は54万円、19年7月20日及び20年7月31日は59万円、同年12月26日は30万円、21年7月24日は118万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月28日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成20年7月31日
⑦ 平成20年12月26日
⑧ 平成21年7月24日

A社は、申立人に対して、申立期間①から⑧までの賞与を支払い、その賞与から厚生年金保険料を控除していたが、それぞれの届出事実の発生日から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間について保険料を納付していなかった。この度、被保険者賞与支払届を提出したので、申立人の年金給付に反映されるように、賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成16年12月15日及び17年7月29日は36万1,000円、同年12月28日は37万円、18年7月20日は54万円、19年7月20日及び20年7月31日は59万円、同年12月26日は30万円、21年7月24日は118万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を届出事実の発生日から2年以内に社会保険事務所（当時）に提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日及び17年7月29日は45万1,000円、同年12月28日は46万2,000円、18年7月20日は53万7,000円、19年7月20日は54万7,000円、同年12月28日は10万円、20年7月31日は54万7,000円、同年12月26日は30万円、21年7月24日は109万4,000円、22年12月30日は54万5,000円、23年7月29日は116万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月28日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月28日
⑦ 平成20年7月31日
⑧ 平成20年12月26日
⑨ 平成21年7月24日
⑩ 平成22年12月30日
⑪ 平成23年7月29日

A社は、申立人に対して、申立期間①から⑪までの賞与を支払い、その賞与から厚生年金保険料を控除していたが、それぞれの届出事実の発生日

から2年以内に賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間について保険料を納付していなかった。この度、被保険者賞与支払届を提出したので、申立人の年金給付に反映されるように、賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成16年12月15日及び17年7月29日は45万1,000円、同年12月28日は46万2,000円、18年7月20日は53万7,000円、19年7月20日は54万7,000円、同年12月28日は10万円、20年7月31日は54万7,000円、同年12月26日は30万円、21年7月24日は109万4,000円、22年12月30日は54万5,000円、23年7月29日は116万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を届出事実の発生年月日から2年以内に社会保険事務所（当時）に提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年12月28日は15万円、18年7月20日は24万円、19年7月20日は40万円、同年12月28日は10万円、20年7月31日は25万円、同年12月26日は15万円、21年7月24日は51万円、22年7月30日は77万7,000円、同年12月30日は19万5,000円、23年7月29日は97万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月28日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月28日
⑦ 平成20年7月31日
⑧ 平成20年12月26日
⑨ 平成21年7月24日
⑩ 平成22年7月30日
⑪ 平成22年12月30日
⑫ 平成23年7月29日

A社は、申立人に対して、申立期間①から⑫までの賞与を支払い、その賞与から厚生年金保険料を控除していたが、それぞれの届出事実の発生日から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間に

ついて保険料を納付していなかった。この度、被保険者賞与支払届を提出したので、申立人の年金給付に反映されるように、賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③から⑫までについて、A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）及び申立人が所持する一部の賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額及び申立人が所持する一部の賞与支給明細書において確認できる控除額から、17年12月28日は15万円、18年7月20日は24万円、19年7月20日は40万円、同年12月28日は10万円、20年7月31日は25万円、同年12月26日は15万円、21年7月24日は51万円、22年7月30日は77万7,000円、同年12月30日は19万5,000円、23年7月29日は97万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を届出事実の発生年月日から2年以内に社会保険事務所(当時)に提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②について、上記1と同様に、A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、特例法に基づき、標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた事実が認められる場合とされているところ、上記の賃金台帳によると、申立人の当該期間における賞与から保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は19万5,000円、17年7月29日は14万7,000円、同年12月28日は15万円、18年7月20日は28万円、19年7月20日は46万4,000円、同年12月28日は10万円、20年7月31日は29万円、同年12月26日は15万円、21年7月24日は59万円、22年7月30日は25万3,000円、同年12月30日は9万9,000円、23年7月29日は54万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月28日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月28日
⑦ 平成20年7月31日
⑧ 平成20年12月26日
⑨ 平成21年7月24日
⑩ 平成22年7月30日
⑪ 平成22年12月30日
⑫ 平成23年7月29日

A社は、申立人に対して、申立期間①から⑫までの賞与を支払い、その賞与から厚生年金保険料を控除していたが、それぞれの届出事実の発生日から2年以内に被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間について保険料を納付していなかった。この度、被保険者賞与支払届を提出したので、申立人の年金給付に反映されるように、賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）及び申立人が所持する賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額及び申立人が所持する賞与支給明細書から、平成16年12月15日は19万5,000円、17年7月29日は14万7,000円、同年12月28日は15万円、18年7月20日は28万円、19年7月20日は46万4,000円、同年12月28日は10万円、20年7月31日は29万円、同年12月26日は15万円、21年7月24日は59万円、22年7月30日は25万3,000円、同年12月30日は9万9,000円、23年7月29日は54万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を届出事実の発生日から2年以内に社会保険事務所（当時）に提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成21年7月24日は10万円、23年7月29日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年7月24日
② 平成23年7月29日

A社は、申立人に対して、申立期間①及び②の賞与を支払い、その賞与から厚生年金保険料を控除していたが、それぞれの届出事実の発生日から2年以内に賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間について保険料を納付していなかった。この度、賞与支払届を提出したので、申立人の年金給付に反映されるように、賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成21年7月24日は10万円、23年7月29日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を届出事実の発生

年月日から2年以内に社会保険事務所（当時）に提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月29日

A社は、申立人に対して、申立期間の賞与を支払い、その賞与から厚生年金保険料を控除していたが、届出事実の発生日から2年以内に賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間について保険料を納付していなかった。この度、賞与支払届を提出したので、申立人の年金給付に反映されるように、賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（給料支給控除一覧表）及び申立人が所持する賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に当該事業所から賞与の支払を受け、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を届出事実の発生日から2年以内に社会保険事務所（当時）に提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を40万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月4日

私は、A社から平成21年9月4日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているが、標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する賞与明細書及びA社から提出された「支給・控除一覧表」から、申立人は、申立期間に当該事業所から40万8,000円の賞与を支給されたことが確認できるが、厚生年金保険料の控除額が賞与明細書と「支給・控除一覧表」において相違していることが認められる。

このことについて、当該事業所は、「賞与支給日確定前に支給金額を計算したが、厚生年金保険の保険料率が従前のままであったことに気付き、再度、計算し直して、正しい保険料額を控除したが、申立人を含む全社員には、訂正前の賞与明細書が配布されている。」と回答しているところ、申立人の預金通帳により、賞与振込額は、正しい保険料額を控除した後の金額で振り込まれていることが確認できることから、申立人は、40万8,000円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4612

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から55年2月まで
私の国民年金保険料については、両親が納付していたのか、私がアルバイト代から納付していたのか、あるいは家計を担っていた祖母が納付していたのか定かではないが、20歳から国民年金に加入し、保険料を納付していたと思っており、申立期間が国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、昭和60年8月31日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該資格取得日以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関する記憶が明確ではなく、「年金手帳は会社に入るまで見たことがなかった。」と述べている上、申立人の母も申立期間の保険料の納付方法等について、具体的に記憶しておらず、申立人の祖母も既に亡くなっているため、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から9年1月まで

平成11年5月頃に、国民年金保険料の督促状が届いたため、A市役所へ問い合わせたところ、「国と自治体のコンピューターがつながり、保険料の未納が発覚したので手続を済ませてください。」との回答を受けた。その翌日、私は、勤務先の同僚にこのことを話すと、同僚も同じように督促状が届いたと言っていた。それから1週間ほど経過して、私は、その同僚から、保険料の納付手続を済ませたと聞いたことから、同市役所に行き、窓口において申立期間に係る保険料の納付書を受け取り、保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成11年5月頃に、A市から、申立期間に係る国民年金保険料の督促状が送付され、同市役所の窓口において申立期間に係る保険料の納付書を受け取り、保険料を納付した。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間に係る国民年金被保険者の資格取得日及び資格喪失日は平成12年8月15日に入力処理されていることが確認できることから、申立人が7年12月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、国民年金の再加入手続は12年8月頃に行われたものと推認される上、当該手続が行われるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であったことがうかがえることから、申立人の主張する11年5月頃に申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金の再加入手続を行ったと推認される平成12年8月時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「平成11年5月頃に、勤務先の同僚が、私と同様に国民年金保険料の督促状が届いた後、未納保険料の納付手続を済ませた。」と述べ

ているが、オンライン記録において、当該同僚の同年同月以前の期間に申立期間を含めて国民年金に加入した形跡は無く、申立人の申述内容と符合しない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 37 年 6 月 21 日まで
私は、昭和 36 年 8 月 1 日から A 市に所在した B 社 C 工場に勤務していたが、申立期間に係る同社の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が B 社 C 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社 C 工場は、昭和 39 年 8 月 8 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であり、賃金台帳や源泉徴収簿等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。

一方、申立人の厚生年金保険手帳記号番号(*)に係る払出簿により、当該手帳記号番号は、D 町(当時)に所在する申立事業所の本社である B 社において昭和 37 年 6 月 21 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得し、払い出されたことが確認できるが、当該払出簿において記録訂正などの形跡は見当たらない。

また、申立期間において、B 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び B 社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、A社B営業所長であったが、昭和 39 年 10 月 1 日に完全子会社のC社に転籍し、D支店長として 40 年 2 月末まで勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、昭和 39 年 10 月 1 日にC社に転籍したことが確認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた転籍前のA社における元同僚二人は、いずれも、「申立人がC社に転籍したことを知らない。」と回答している。

また、C社の元社会保険事務担当者及び申立人が氏名を挙げた元上司はいずれも死亡している上、同社の複数の元同僚は、いずれも、「申立人を知らない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月20日から21年5月10日まで
② 昭和25年4月1日から28年10月16日まで

私は、厚生年金保険の資格取得日である昭和19年10月1日以前からA区にあったB事業所(後の、C社)に勤務し、同事業所は、戦時中に空襲を逃れてD町(現在は、E市)へ移転し、玉音放送を社内で聞いた。また、「C社は昭和25年4月1日に厚生年金保険を脱退している。」という回答が年金事務所から届いたが、会社が解散する28年くらいまで、社長と私の二人だけで働いていた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区のB事業所の所在地、事業主及び元同僚の氏名を記憶し、「玉音放送を社内で聞いた。」と供述している上、当該元同僚も「昭和20年の秋頃から23年5月頃まで申立人と一緒にD町にあったC社で勤務していた。」と回答していることから、申立人は、期間は特定できないが、申立期間①においてB事業所及びC社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「会社が解散する昭和28年頃まで勤務していた。」と供述しているところ、C社に係る閉鎖登記簿謄本から、同社は同年10月15日に社員総会の議決により解散したことが確認でき、申立人が主張する時期とほぼ一致することから、申立人は、期間は特定できないが、申立期間②において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「B事業所は、戦時中に空襲を逃れてD町へ移転した。」と供述しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、B事業所及びC社において、それぞれ別の記号番号で払い出されている上、C社に係る

健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人を含む二人以外は、B事業所からC社において引き続き厚生年金保険被保険者の資格を取得していないことが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和20年4月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、その翌月以降、同事業所における被保険者は存在しないことが確認できる上、C社に係る前記被保険者名簿により、同社は21年5月10日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、25年4月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、B事業所及びC社に係る事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。